

定 款

太陽誘電株式会社

# 太陽誘電株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は太陽誘電株式会社と称し、英文ではTAIYO YUDEN CO., LTD.と記載する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子部品、電子デバイス、電気機械器具およびこれに関連する製品の製造ならびに販売
2. 光ディスク、磁気記録体等の記録媒体の製造ならびに販売
3. 磁性材料およびこれに関連する製品の製造ならびに販売
4. 窯業製品およびこれに関連する製品の製造ならびに販売
5. 医療用機械器具、医療用品およびこれに関連する製品の製造ならびに販売
6. 医薬品の製造および販売
7. ソフトウェアの開発、制作、販売および使用許諾ならびに情報処理サービス、インターネット付随サービスの提供
8. 各種計測および分析に係るサービスの提供
9. 労働者派遣、能力開発および教育訓練に関する事業
10. 旅行斡旋、損害保険代理および生命保険募集に関する事業
11. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 3 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(基準日)

第 9 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は毎事業年度の末日後3ヶ月以内に招集する。
- 2 前項のほか、必要があるときは臨時株主総会を招集する。

#### (招集権者および議長)

- 第 13 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

#### (電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に差し出さなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 当社は取締役会の決議により代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 26 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前条 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。  
ただし、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 34 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(剰余金の配当)

第 36 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 38 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(轉換社債の轉換と剰余金の配当等)

第 39 条 轉換社債の轉換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当の支払いについて、轉換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に轉換があつたものとみなして支払うものとする。



昭和25年3月1日作成  
昭和25年3月18日公証人認証  
昭和44年4月28日改定  
昭和45年4月30日改定  
昭和47年10月31日改定  
昭和48年4月28日改定  
昭和50年4月30日改定  
昭和52年5月27日改定  
昭和57年5月28日改定  
昭和58年5月26日改定  
昭和63年5月26日改定  
平成 3年6月27日改定  
平成 6年6月29日改定  
平成10年6月26日改定  
平成14年6月27日改定  
平成15年6月27日改定  
平成16年6月29日改定  
平成17年6月29日改定  
平成18年6月29日改定  
平成19年6月28日改定  
平成20年6月27日改定  
平成21年6月26日改定  
平成22年6月29日改定  
平成23年5月25日改定  
平成28年6月29日改定  
平成29年6月29日改定  
令和 4年6月29日改定